

# 一括有期事業総括表の記入例（その1）

別添様式

労働保険等

令和7年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号			枝番号		一括有期事業報告書 5枚添付					
		2	7	1	0	4	9	0	3	2	1	5	0	4	8
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額							
						基準料率	メリット料率								
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		1000分の89	1000分の								
		平成30年3月31日以前のもの		19		79									
		令和6年3月31日以前のもの													
		令和6年4月1日以降のもの		19		34									
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16									
		平成30年3月31日以前のもの				11									
		平成30年4月1日以降のもの		19											
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10									
		平成30年3月31日以前のもの				9									
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17									
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5									
35	建築事業	令和6年3月31日以前のもの		24		9									
		令和6年4月1日以降のもの		19											
		平成27年3月31日以前のもの		21		13									
38	既設建築物設備工事業	平成30年3月31日以前のもの	32,277,777	23	7,423	11		81,653							
		平成30年4月1日以降のもの	121,827,500		28,020	9.5		266,190							
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15									
		平成30年3月31日以前のもの		23											
		平成30年4月1日以降のもの	3,500,000		805	12		9,660							
		令和6年3月31日以前のもの	4,375,000		1,662	6.5		10,803							
37	その他の建設事業	令和6年4月1日以降のもの	2,505,600	38	952	6		5,712							
		平成27年3月31日以前のもの		21		7.5									
		平成30年3月31日以前のもの		22		6.5									
		令和6年3月31日以前のもの		21		6									
37	その他の建設事業	令和6年4月1日以降のもの		23		19									
		平成27年3月31日以前のもの		23		17									
		平成30年3月31日以前のもの		24		15									
合計		平成19年3月31日以前のもの		①											
			164,485,877		38,862		374,018								
				② (①を除いた合計)	③ 一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)									
				38,862 千円	1000分の0.02	777 円									

注 1 一括有期事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。  
 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。  
 一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険に適用事業主から徴収する拠出金を指す。  
 4 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号( 535 - 00△△ )  
 電話番号( 06 - 6582 - 73△△ )

令和8年 6月 30日

大阪 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

住所 大阪市旭区千林3-5-△△

事業主 山下建設株式会社

氏名 代表取締役 山下和夫

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険労働	作成年月日・提出代行著・事務代理者の表示	氏名	電話番号

事業開始時期欄の「平成27年3月31日以前のもの」は、事業開始時期が、①平成24年4月1日以降平成25年9月30日以前は、消費税を含む請負金額の合計、②平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前は、消費税を含む請負金額に108分の105を乗じた額の合計、の①と②の合算額を請負金額欄に記入します。

※従前の「組織様式第8号 一括有期事業総括表」を使用している事業場の記入例は次のページ